

第52回 東京圏国家戦略特別区域会議
東京都提出資料

都市計画法の特例（手続きのワンストップ化※）を活用し、国際競争力強化に資する都市再生プロジェクトを推進

※都市計画法に基づく通常の手続きでは、都道府県と区市町村の都市計画決定や大臣の同意等を個別に進める必要があるが、

本特例により、これらの手続きが一本化され、国家戦略特区における区域計画の認定をもって都市計画の決定/変更がされたものとみなされる。



＜意思決定の迅速化＞

【八重洲二丁目中地区】 ※変更

事業主体：三井不動産（株）、鹿島建設（株）、住友不動産（株）

- 交通結節機能の強化に資する大規模地下バスターミナル、地上・地下歩行者ネットワークの整備
- オフィス、劇場、インターナショナルスクール等の整備

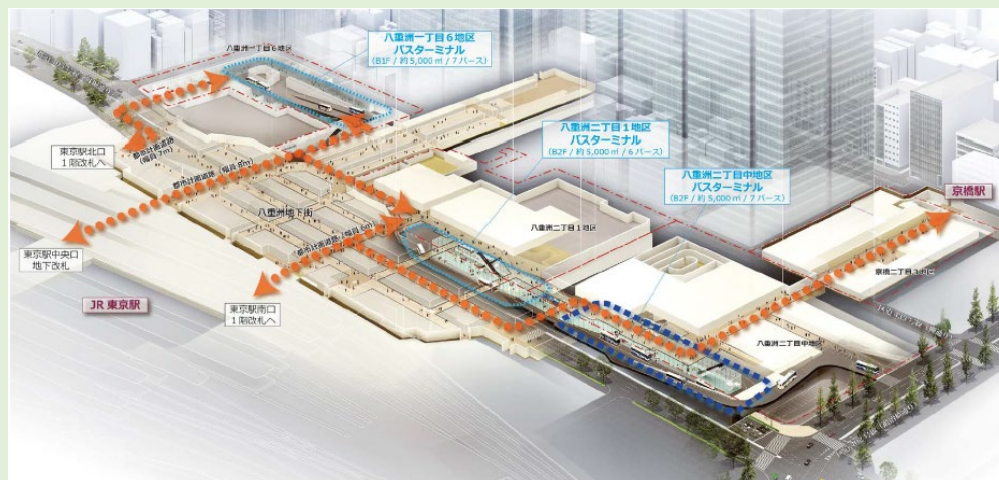
＜変更内容＞

- ・ ヒューリック（株）を事業主体から削除

・ 2014年10月 都市再生プロジェクト追加
 ・ 2017年9月 区域計画認定
 （都市計画法の特例の活用）



＜建物外観イメージ＞



＜バスターミナル整備イメージ＞



＜位置図＞

国際競争力強化の実現に資する都市再生の推進：都市再生プロジェクトの追加

東京都は、これまで、国際競争力の強化に資する55の都市再生プロジェクトを都市計画法の特例等の対象としており、今回、新たに1件の都市再生プロジェクトを追加。今後、区域計画の認定（都市計画法の特例活用）に向け、関係者の協議・調整を進める。

プロジェクト
に追加

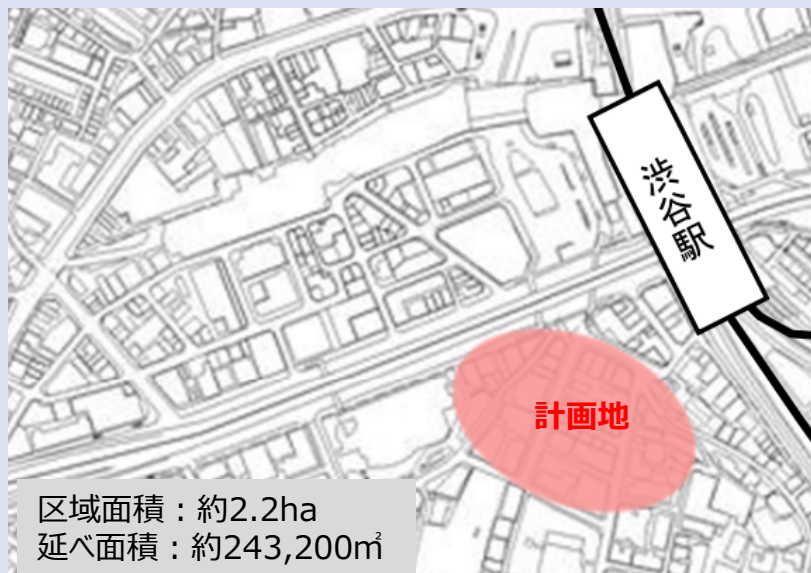
都市計画法等
の特例活用

工事
着工

【桜丘町中地区】 事業主体：東急不動産（株）

<コンセプト>

- 「音楽の街」渋谷のポテンシャルを活かし、音楽産業・文化を発信するホールや音楽産業に携わる人材育成拠点等を整備するとともに、高度人材の集積・育成と音楽コンテンツの海外進出を促進
- バスターミナルや多層にわたる歩行者ネットワークを整備し、渋谷の交通結節及び広域交通の機能を強化
- 世界中から訪れる来街者を惹きつける立体的な桜の景観を創出し、渋谷ならではの都市の魅力向上や文化の形成を図る



<位置図>



<豊かな地形と桜のレガシーを感じる親しみある空間のイメージ>



<音楽イベントなどの文化活動が行われる広場のイメージ>